

一般社団法人地域創生応援団

『G I G Aスクール専用タブレットセーフティ会』会則

(主旨)

第1条 本会則は、一般社団法人地域創生応援団（以下、「当法人」という。）定款第1章 第4条

(1) 社会教育事業等への支援活動事業、並びに(3) 全国公立小中学校P T Aの活動支援事業等の目的を達成させるため、第2章 第5条(2) 一般会員の下部組織として『G I G Aスクール専用タブレットセーフティ会』（以下、「当会」という）を設置し、その内容を定めるものとする。

(事務)

第2条 当会の事務局は、当法人事務局内に置く。

(目的)

第3条 当会は、小学校並びに中学校に在籍する児童生徒に貸与されたG I G Aスクール専用タブレット端末機器を安心して利用することができる環境整備を目指し、G I G Aスクール専用端末タブレット利用者に対する適切な利用方法の周知、並びに会員専用の補償プログラムの提供を図り、会員利用者の安心安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) G I G Aスクール専用端末タブレットの適切な利用方法の周知並びに教育
- (2) 会員向けG I G Aスクール専用端末タブレット専用補償プログラムの組成
- (3) G I G Aスクール専用端末タブレットに関わる相談業務
- (4) G I G Aスクールタブレット販売業者との連携業務
- (5) その他、当会の目的達成に必要な事業

(構成員)

第5条 当会の構成員は、当法定款第2章 社員及び会員 第5条(2) 一般会員の下部組織となる、G I G Aスクール専用タブレットセーフティ会の会員を構成員とする。

2 入会金及び会費

- (1) 入会金 入会金は無料とする。
- (2) 年会費 正会員の年会費は30円

尚、年会費の変更に関しては、当法定款に従い理事会において決定をする。

(役員)

第6条 当会の役員は当法人に定める理事・監事とし、選任、職務・権限、任期、解任、報酬等は当法人定款に準ずる。

(理事会)

第7条 理事会の構成、権限、招集、議長、決議、議事録は当法人定款に準ずる。

(相談役)

第8条 相談役の設置、職務は当法人定款に準ずる。

(事業年度)

第9条 当会の事業年度は、定款第7章に定める毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(計算書類等の備置き)

第10条 当会の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書は、過去5年間を保管し、事務局に備え置くものとする。

(会則の改正)

第11条 会則の改正は、理事会において理事の3分の2以上の賛成をもって決する。

(細則)

第12条 本会則に定めのない事項及び本会則の実施に必要な細則は、理事会が定める。

附則

この会則は、令和6年1月1日から施行する。